

## **[事案 24-193] 契約無効・既払込保険料返還請求**

・平成 25 年 4 月 24 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

申込書を書いた覚えのない生命保険契約について、契約の取消し、および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 54 年 11 月に「スーパーガン保険」に契約したはずであるが、昭和 56 年に「新ガン保険」に契約したことになっている。しかし、申込書は自分の書いたものではないし、押印もしていない。よって、契約を取消して、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「スーパーガン保険」は昭和 54 年 11 月時点では発売されておらず、契約が成立することはありません。
- (2) 申立人作成による申込書等が存在し、解約されるまで、申立人からは契約の成否等について異議が一切出されていなかった。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、申立人の主張が真実かどうかを検討するためには、本契約の申込書に記載されている署名等の筆跡鑑定や、申立人のみならず、募集人に対する尋問を行ったうえで、慎重な審理、判断をすることが必要であるが、本契約の申込みから既に 32 年以上が経過している上、裁定審査会には、裁判所におけるような、厳格な手続（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者の反対尋問権が保障されている手続）をふまえた本人・証人尋問の制度もなく、専門家に鑑定を囑託する手続も存在せず、事実関係を明らかにすることは著しく困難もしくは不可能というほかない。よって、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 4 号にもとづき、その理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。